

# 市民農園の整備に関する基本方針

山 梨 県

策定 平成 4年1月27日

変更 平成28年3月30日

令和 2年2月12日

## 第1 市民農園の整備の基本的な方向

余暇活動の変化及び真の豊かさを求める価値観の変化等に伴い、農作物を育て土と親しむ場及び農作業の体験の場に対する都市の住民の需要が高まっている。一方、農村地域にあっては、農地の有効利用や都市と農村の交流による地域の活性化の取組がなされている。

このため、本県においても景観の保全や形成を含めて、地域の実情に即した特色ある市民農園の計画的な整備を推進するものとする。

### 1 基本的な誘導方向

- (1) 都市地域においては、緑地が減少する傾向にあることから、緑豊かなオープンスペースの創出が求められている。

このため、都市公園等を補完する緑地機能を有する市民農園の整備を促進し、都市の住民の交流の場に供するものとする。

この地域では、日帰り型の農園の整備を主体とし、集合住宅、公共施設、学校等教育施設等との関連にも配慮するなど、地域の実情に応じた整備を図るものとする。

- (2) 農村地域においては、農地の農業上の利用を基本として、農地の多面的な利活用や都市と農村の交流拠点の整備など地域の活性化が求められている。

このため、農業者と利用者双方の多様なニーズに対応できる市民農園の整備を促進するものとする。

また、富士北麓や県北西部その他景観に恵まれた地域では、滞在型の農園の整備が期待されることから、簡易宿泊施設付きの市民農園を検討するとともに、既存の民宿、別荘、保養施設、観光施設、森林総合利用施設や、空き家バンク等との連携も図りながら、県外在住者の利用を踏まえた利便性の高い市民農園を整備するものとする。

- (3) 近年の地域資源を活用した滞在型、体験型旅行のニーズの高まりを踏まえ、農泊ビジネスの推進による農山村の活性化が求められている。

このため、農業を営む園主の指導のもと複数回の農作業を行う農園利用方式に基づいた市民農園や、収穫等の一部の農作業だけを体験できる観光

もぎとり農園などの農作業体験農園を、農泊と連携した取り組みとして推進するものとする。

なお、市民農園の整備に当たっては、荒廃農地の利活用を促進するものとする。

## 2 土地利用計画等との調整

市民農園の整備に当たっては、国土利用計画、都市計画、市町村の総合計画、農業振興地域整備計画その他関連する土地利用計画との整合を図るものとする。

### 第2 市民農園として整備すべき区域の設定に関する事項

市民農園区域は、市民農園整備促進法第4条第1項各号に規定する要件に該当する区域の中から次の諸点に留意して指定するものとする。

#### 1 市民農園区域の配置と規模

市町村は、市民農園区域の指定又はその変更に当たっては、優良な市民農園の整備を促進するため、周辺農地の利用状況、利用者の見込み、付近の施設の整備状況等を勘案し、地域の実情に応じてその配置と規模について弾力的に判断すること。

#### 2 立地条件

市民農園区域の立地条件は、次の要件を満たす区域であって、農地所有者の土地利用に関する意向、都市農村交流施設の整備状況、景観保全等からみて、区域内における市民農園の開設及びその円滑な運営の見込みがあるものであること。

- (1) 道路の整備状況等からみて、利用者が容易に到達できると認められること。
- (2) 用水が十分確保できること。
- (3) 周辺の土地利用の状況等を勘案し、適正かつ合理的な土地利用に支障を及ぼさないと認められること。

#### 3 農業との調整

農業との土地利用の調整を図るため、地域の農用地の保有及び利用の現況並びにその将来の見通し、農業者の農業経営に関する意向等からみて、周辺の農用地の農業上の利用の増進に支障を及ぼさないような位置に指定すること。

例えば、集团的農用地を利用して市民農園区域を指定する場合には、その集団性を失わせたり、土地利用の混在を招かないよう配慮を行うこと。

農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域において市民農園区域を指定しようとする場合は、その縁辺部において指定する等十分留意すること。

また、地域全体の農地面積、予想される利用者の数等からみて、著しく過大な面積を指定しないこと。

#### 4 都市計画との調整

- (1) 都市計画区域内において市民農園区域の指定を行おうとする場合は、都市的な土地利用等との調整に配慮し、計画的な土地利用に支障を及ぼさないこと。
- (2) 道路や下水道等の都市計画施設の区域においては、市民農園区域を指定しない等都市施設の整備に支障を及ぼさないこと。
- (3) 公園、緑地等の配置計画と整合を図ること。

### 第3 市民農園施設の設置その他の市民農園の整備に関する事項

市民農園の整備に当たっては、地域の特性を活かした優良な市民農園を整備し、円滑かつ活発な利用を促進するため、次の諸点に留意するものとする。

- 1 市民農園である旨の標識等を設置するとともに、必要に応じ生垣等により周囲を囲い、農用地の保全を図り、地域の自然環境や景観を保全し、良好な生活環境の形成に資するよう整備すること。
- 2 利用者が容易に農作業を行い得るように農地を整備すること。特に、水田を利用して市民農園を整備する場合には、排水等良好な栽培条件の確保に努めること。
- 3 農地に区画を設ける場合は、区画ごとの境界を明確にし、1区画の大きさについては、立地や地形、利用者のニーズ等を考慮し、決定すること。
- 4 周辺の道路等の整備状況を十分に勘案して、その整備に支障をきたさないようにするとともに、利用者の利便の確保に努めること。
- 5 市民農園の機能を確保するため、園路、休憩施設、便所、給排水施設、農機具収納施設、ごみ置場等の市民農園施設を整備すること。また、必要に応じ、駐車場等の施設を設けることが望ましいこと。

なお、これらの施設の機能を代替できる施設が周辺に存在する場合は、それをもって代えることができるものとする。

- 6 農用地区域においては、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項に規定する農用地利用計画と整合を図るため、事前に調整すること。
- 7 農業生産基盤整備事業などの実施区域又は実施予定区域においては、当該事業の推進及び効果の発揮に支障がないように十分留意すること。

- 8 市民農園施設の整備のために農地等の転用を必要とする場合は、「農地転用許可基準」に照らして、農地転用の許可の対象と認められる計画とすること。
- 9 市民農園周辺の道路における危険を防止するための交通安全対策が講じられていること。

#### 第4 市民農園の利用条件等市民農園の運営に関する事項

市民農園の運営に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

- 1 地域の関係機関や関係団体との連携を図りながら、広報、チラシ、掲示等による一般公募を行い、できるだけ多くの者に市民農園を利用する機会を与えるとともに、公平かつ適正な方法により利用者を選定すること。
- 2 農園や施設の利用料金は著しく高額なものとならないよう配慮すること。
- 3 市民農園の同一利用者への貸付期間については、農園をできるだけ多くの者に利用してもらうという趣旨から5年以内に設定すること。
- 4 市民農園の管理が適正に行われるよう、必要に応じ、利用者の遵守事項等について定めること。
- 5 利用者の利便性向上や農園運営の円滑化を図るために、必要に応じ、栽培指導などの要員を配置すること。
- 6 市民農園の利用者の自主的活動を支援し、収穫祭、農作物等の交換会及び展示会などを開催し、地域住民と市民農園利用者との交流の促進を図るとともに、農業に対する理解を深めるよう配慮すること。

#### 第5 県及び市町村の支援、連携に関する事項

市民農園の円滑な整備、利用及び運営を促進するため、次の措置を講ずるものとする。

- 1 市民農園の開設及び整備に関する普及啓発活動
- 2 推進組織等の発足、育成支援、研修会等の開催
- 3 利用者の広範な交流活動の支援
- 4 認定開設者に対する市民農園の技術、運営に関する指導
- 5 市民農園の整備又は運営に要する補助事業の創設、資金の確保、あっせん等
- 6 開設に向けた手引き書の作成、普及
- 7 長期的視点に立った開設計画の作成、都市住民や自治体等へのPR、農園利用者の需要把握